

(別表)エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点番号	通し番号	規制改革項目名	規制改革の内容	関連法律・政令の条項等	スケジュール等
1. 電力システムの改革					
1-1. 分散型電源の活用拡大(自家発電や再生可能エネルギー等の分散型原電の参入促進とこれを支える送配電事業の中立性・公平性強化)					
重点1	1	自家発電補給契約の見直し	自家発電等の保有者は、発電機を系統に連系する際の事実上の要件として、自家発電の故障等に備えた自家発電補給契約(バックアップのための売電契約)を電力需給契約とセットで締結することを求められているが、自家発電の供給力の有効かつ積極的な活用の観点から、自家発電補給契約のみを異なる事業者と締結することを実質的に可能とするなど、その負担を実質的に引き下げる方向でルール等を見直す。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
	2	自家発電アンシラリーサービス料金の見直し	自家発電を設置する場合に、容量ベース(kW)で各電力会社が徴収するアンシラリーサービス(電力の安定のために一般電気事業者が行う周波数維持等のサービス)料金について、系統全体の調整機能の確保方策の観点も踏まえ、その在り方を再検討する。		23年度中に検討開始
重点2	3	インバランス料金の引下げ	自家発電等の積極的な活用の観点から、市場監視の実施を前提に、夜間等、取引所価格が相対的に低い時間帯において、特定規模電気事業者の託送に係る同時同量ルールに基づくインバランス料金の水準を客観的データに基づき大幅に引き下げ、その関連データを公開する方向で見直す。	一般電気事業託送供給約款料金算定規則	23年度中に結論、速やかに措置。
重点3	4	自家発電余剰電力の有効活用	電力需給が逼迫している中で、需要家が自家発電で発電した電気を、電力会社の系統(送電網)を活用して別の需要地にある自社又は関係会社等で有効活用することなどにより、需要家による節電の取組の選択肢を拡大する。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
重点4	5	送電における広域的運用の実施	再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、特に東日本地域において、隣接する一般電気事業者の調整力(余剰電力発生時等の下げしろ)等も活用することにより、風力発電の導入量を拡大する方向で運用を見直し、その内容を公表する。 中期的には、再生可能エネルギーの導入拡大や自家発電等を活用した広域的な電力供給を更に促すため、50ヘルツ地域、60ヘルツ地域全体でインバランス算定を行うとともに、30分一定量の計画値によらずとも連系線の利用を可能とすることを含めて検討する。	-	前段(隣接一般電気事業者の調整力の活用)については、23年度中に結論、速やかに措置。 後段(同時同量ルールの広域的運用)については、23年度中に検討開始。
	6	一般電気事業者管内における再生可能エネルギーの導入可能量拡大	再生可能エネルギーの導入促進の観点から、各一般電気事業者管内における風力発電等の再生可能エネルギーの導入可能量を拡大する方向で改めて精査する。	-	23年度中に検討開始、結論を得て速やかに実施。
重点5	7	再生可能エネルギーの優先接続ルールの整備	買取制度のもとで、再生可能エネルギーの多様なプレーヤーによる導入を促すための接続ルールを整備、公表する。 また、一般電気事業者は接続の可否の判断について接続申請者に対し説明責任を負い、紛争となる場合には、一般電気事業者が一義的な挙証責任を負う方向で、中立的な第三者が裁判外紛争処理(ADR)を行うよう、ルールを策定する。	電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法電気事業法送配電等業務支援機関(ESCJ)のルール	23年度中に結論、再生可能エネルギーの買取制度の導入に合わせて措置。
重点5	8	再生可能エネルギーの優先給電ルールの整備	再生可能エネルギー電源について、需要が少ない時期等における給電指令時の出力抑制順位を下位に設定することにより、優先的な給電を確保するよう、ルールを策定する。	送配電等業務支援機関(ESCJ)のルール	23年度中に結論、再生可能エネルギーの買取制度の導入に合わせて措置。
	9	蓄電池を利用する際の託送ルールの見直し	蓄電池の活用と競争条件公平化の観点から、蓄電池を活用する際に託送料金が2回課金される状況を改める。具体的には揚水発電と同様に、蓄電池経由の送電は託送料金が1回だけ課金されるようルールを見直す。	電気事業法の特例承認	23年度中に結論、速やかに措置。
	10	情報開示の強化・透明性の向上	電力の需給予想や需給動向、各社の収支情報や規制料金算定の基礎となる数字(供給約款及び託送供給約款の変更届出書等)等について、透明性向上の観点から、電気事業者による積極的な公表・情報提供を促す。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
	11	送電システムの機能強化(マスタープラン策定)	連系送電線の強化による広域的電力供給確保の強化や、地域間の電力融通をより柔軟に行うこと等を可能とするため、連系線の強化等に係るマスタープランを策定する。	-	23年度中に策定
	12	日本卸電力取引所取引におけるゼロヒモ付けルールの廃止	自家発電等の卸電力市場への参入を促進するための手続負担の緩和の観点から、日本卸電力取引所の取引を行う際に、トラブル等で電源の変更を行う際、予備電源としてあらかじめ特定した電源以外の活用を禁止するルール(ゼロヒモ付けルール)を廃止するなどの負担緩和措置を講じる。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
	13	一般電気事業者による調達コスト低減に向けた効率化	再生可能エネルギーの大量導入にも対応した送電・配電網の強化や、スマートメーターの導入等に対応して、今後、性質上独占である送配電部門をはじめとしてさまざまな調達が行われる中で、コストの上昇を抑制する観点から、入札による調達を積極的に実施するなど、一般電気事業者による一層の効率化努力を求め、その状況について適切な形で説明・公表を求める。	-	23年度中に結論、速やかに措置。

(別表)エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点番号	通し番号	規制改革項目名	規制改革の内容	関連法律・政令の条項等	スケジュール等
1-2. スマートメーターの導入促進と柔軟な電気料金メニューの設定(需要システム)					
重点6	14	柔軟な料金メニューの設定と需要家によるピークカット省エネの誘引強化	産業・業務・家庭すべての部門において需給動向の変化を踏まえた柔軟な料金メニューを設定し、需要家による主体的な節電に向けたインセンティブを強化する。	-	23年度中に結論、速やかに措置
	15	需要家の選択肢拡大のための小売自由化範囲の拡大の検討	小売事業解禁も含めた小売自由化範囲の拡大を検討する。	電気事業法	23年度中に検討開始
重点7	16	スマートメーターの導入促進(電気事業者による導入)	スマートメーターを今後5年以内に総需要の8割まで集中整備するとの政府目標に向け、一般電気事業者によるメーターの加速的な導入を制度的に担保する仕組みを整備する。		23年度中に結論、速やかに措置。
重点7	17	スマートメーターの導入促進(検定料の見直し)	スマートメーターの導入インセンティブを付与する観点から、計量法に基づく検定手数料を引き下げる方向で見直しを行う。	計量法関係手数料令	23年度中に結論、速やかに措置。
重点8	18	スマートメーターのインターフェース等の標準化	家庭におけるエネルギー使用情報の活用による一層の省エネを図るべく、スマートメーターとHEMSとの情報連携に必要なインターフェースの標準化及びその前提となる電力会社等から提供されるデータフォーマットの統一を行う。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
	19	需要家群による需給管理の推進	複数の需要家等の需給の一括管理を行うアグリゲーター等の事業が可能となるよう、必要な仕組みを整備する。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
	20	電力使用制限の手続の明確化等	電力使用制限(電気事業法第27条)についての手続、罰則の発動に関する規定について、必要に応じて見直しを行う。	電気事業法	23年度中に検討開始。
1-3. 卸市場の活性化によるコスト低減(発電システム)					
	21	新規電源設置におけるIPP入札の実施	電力コスト上昇を抑制する観点から、過去の火力全面入札制度やその後の環境変化も踏まえつつ、一般電気事業者が新規電源を設置する場合には、入札により自社電源と独立系発電事業者(IPP)のうちコストの安い電源を導入することを原則とし、その結果について一般電気事業者に報告を求める。	-	23年度中に結論。
	22	一定規模以上の発電事業者の電気事業法における位置づけの明確化	一定規模以上(たとえば1万kW以上)の発電事業者を届出制とし、緊急時における供給命令の対象とすることにより、緊急時における供給主体として位置付ける。	電気事業法	23年度中に検討開始。
	23	電力供給計画における国の関与の強化	現状、国が供給計画の変更命令を発動することは、「広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でない」と認められるときに限定されているが、この要件を見直し、安定供給確保や連系線増強等に向けた国の関与を強化する。また、広域的な運用を踏まえつつ、予備率目標に係る国の関与のあり方についても、合わせて検討する。	電気事業法	23年度中に検討開始。
重点9	24	卸・IPPの発電余力の活用	卸電気事業者及び卸供給事業者(IPP等)については、通常、契約において40～80%の設備利用率をベースとした発電パターンが定められているため、夜間等に発電余力があるケースがある。設備利用率を向上させて取引所への玉出し等を行うことで、(1)卸・IPPは追加的な利益を獲得し、(2)卸・IPPと契約する電力会社は、卸供給契約における固定費部分の実質的な引き下げを受け(利益の一部配分を受ける)、(3)買い手側電力会社は、火力代替電源の焚き増しによるコスト増加を抑制することが可能。このため、電気事業法第22条の卸供給契約との関係を整理し、IPPの余剰電力の活用が可能となるルールを整備する。	電気事業法第22条	速やかに結論、年内に措置。
	25	常時バックアップ・部分供給のあり方見直し	常時バックアップについては、PPSが卸電力取引所のスポットとの裁定取引が可能で制度設計となっており、望ましい市場形態とはいえない。他方で、新規参入者にとってはベース電源(原子力・石炭・水力)の確保が困難であることから、常時バックアップの料金体系をベース系(基本料金を上げ、従量料金を下げる)とする方向で見直す。これにより、小売分野におけるミドル・ピーク電源での競争を促す。 または、現状、禁止はされていないものの広がっていない部分供給について、需要家が望む場合には電力会社が応じることを求め(ガイドライン化)、ベース部分を電力会社が供給し、ミドル・ピークでの競争を促す。	適正な電力取引についての指針	23年度中に検討開始。
	26	逆潮流防止装置設置に係る運用見直し	自家発・分散型電源の系統連系協議に際して、逆潮流を希望する電源に対して逆潮流を認めない運用をしていると捉えられる事例があるが、単独運転防止装置の設置等で保安上及び電力品質上の措置が講じられているケースでは、合理的な要件とはいえ、自家発を抑制する方向に働くため、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインや電気設備の技術基準の解釈に沿った対応を求める。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
	27	卸電力取引所の中立化・法定化	一般電気事業者以外の多様な主体による電気事業への参入を促し、電力供給体制をより柔軟化するため、卸電力取引所の法定化等の改革を行う。あわせて、卸取引所の活用の抜本的拡大を図るための制度的枠組みについても検討する。	電気事業法	23年度中に検討開始。

(別表)エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点番号	通し番号	規制改革項目名	規制改革の内容	関連法律・政令の条項等	スケジュール等
	28	卸電力市場の整備・活性化	震災直後に東京電力管内で、日本卸電力取引所の取引が中止になったことを踏まえ、取引の実施及び中止について、取引所におけるルールを明確化する。 また、事故時等における代替供給力の確保をより円滑化する観点から、時間前市場取引(第2場等)における連系線分断を原則として撤廃する方向で見直しを行う。また、卸電力取引所における自家発電等による市場への応札を増加させるインセンティブとする観点から、卸電力取引所のスポット取引におけるブロック商品について、費用対効果も踏まえつつ、導入を検討する。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
	29	再生可能エネルギーの買取りにおける専用線での全量買取りの実施	特別高圧又は高圧の需要家が一定規模以下の発電設備を設置して全量買取を求める場合において、需給契約のための引込線と別途、高圧又は低圧の送配電線へ専用線で連系し買取りを求めることを認める。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 電気事業法	23年度中に結論、全量買取制度の実施と合わせて措置。
	30	リスクに強い燃料供給体制の整備(石油)	災害時等の緊急時における燃料供給の実効性を高めるため、石油の備蓄等に関する制度のあり方を検討する。	石油備蓄法、石油需給適正化法	23年度中に検討開始、23年度中結論
	31	リスクに強い燃料供給体制の整備(天然ガス)	エネルギーの安定供給に資する天然ガスパイプラインの整備等に関する制度を検討する。	ガス事業法	23年度中検討開始
	32	ガス導管事業の用に供する導管の道路占用許可 [23年4月閣議決定]	省エネ・省CO2化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまらず、両省が協議の上、道路占用許可が円滑に取得できるよう検討し、結論を得る。その上で、国土交通省は関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知するとともに、本通知が道路管理者において周知徹底されるよう取り組むこととする。	道路法第32条、第33条、第36条	23年度中検討・結論・措置
	33	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化(河川縦断時の埋設要件・河川区域内での防護装置) [23年4月閣議決定]	① 河川近傍における占用施設の安全性確保の観点も踏まえ、河川の一部を縦断する占用に対して、どのような社会的な要請があるかを明らかにして、河川の規模や状況等に応じた、治水問題とならない縦断占用の要件等を明確化する方向で検討し、結論を得る。 ② また、河川区域内での防護装置についても、二重構造と同程度の安全性を有する一重構造が実用可能かについて技術的な調査を実施する。	河川法	①22年度検討開始、23年度中結論 ②22年度検討開始、23年度中結論
	34	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化(高速道路の占用許可要件) [23年4月閣議決定]	高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であり、許可基準(手続・技術的基準)も一般道路等と同様の取扱いとなることについて関係道路管理者に対して、周知する。	道路法第3条、第36条	23年度中措置
	35	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化(農業用道路の占用許可要件) [23年7月閣議決定]	社会インフラの整備に係る地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占用許可要件等について、農林水産省は、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。	-	23年度中結論・措置
	36	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化 [23年7月閣議決定]	① 農地転用が認められた事業実施に際し、機材の保管や重機等の搬入出用、立て杭用として一時的に農地転用許可を受けていない農地を仮設用地に利用する場合については、農地転用許可ではなく、一時転用許可で足りる旨、周知徹底する。 ② ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、公益性が特に高いと認められる事業として、農用地区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可が不要とされていることを周知徹底する。	農地法、農業振興地域の整備に関する法律	①23年度中措置 ②23年度中措置
2. 再生可能エネルギーなどの導入加速(供給構造改革)					
2-1. 太陽光発電					
重点10	37	電気事業法上の保安規制の見直し	500kW以上の太陽光発電設備に求められる工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲を拡大する。また、使用前安全管理審査における負荷遮断試験等の試験方法を合理化する。	電気事業法	工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲拡大については、23年度中に結論、速やかに措置。 負荷遮断試験等の試験方法合理化については、24年度中に結論、速やかに措置。
重点11	38	工場立地法上の取扱いの見直し	メガソーラー(1000kW以上の大規模太陽光発電施設)の立地制約として指摘されている工場立地法上の生産施設面積規制(敷地面積の50%以内)について検討し、所要の見直しを行う。	工場立地法第4条に基づく準則	23年度中に結論、速やかに措置
	39	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し [23年7月閣議決定]	農地の有効活用の観点から、畦畔・法面部分における太陽光発電設備の設置に当たっての農地転用許可の要否に係る判断基準を明確化し、関係者へ周知徹底を行う。	農地法第4条第1項	23年12月までを目標に、地方農政局及び都道府県に対し農村振興局長通知を発出し、都道府県を通じて市町村及び農業委員会へ上記内容を周知。
	40	太陽光発電の附属設備を収納するコンテナに関する建築基準法及び消防法上の取扱いの明確化	パワーコンディショナーや蓄電池等の太陽光発電システム機器を収納する専用コンテナについて、その利用実態等を踏まえて建築基準法上の取扱いの明確化を図ることを検討するとともに、消防法上の消防用設備等の設置に関する取扱いを明確化する。	建築基準法 消防法	建築基準法: 23年度中検討、結論 消防法: 23年度中措置
	41	道路への設置許可対象の範囲拡大 [23年4月閣議決定]	太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る。	道路法第32条、第33条	23年度中検討・結論

(別表)エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点番号	通し番号	規制改革項目名	規制改革の内容	関連法律・政令の条項等	スケジュール等
2-2. 風力発電					
重点12	42	自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直しの検討	自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて、事業者等の意見を聴取した上で、風力発電の特性を踏まえた見直しを行うことを検討する。	風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン	23年度中に事業者等の意見を聴取した上で、見直しを検討
	43	風力発電に関する構造基準の見直し	風力発電機に関する構造基準の合理化に向けて、事業者等との検討を進める。	建築基準法	早期に結論・措置
重点13	44	海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針(仮称)の策定	洋上風力発電等の海洋再生可能エネルギーについて、大規模な総合実証実験海域の整備や漁場利用との調整円滑化に向けた仕組み等について検討を行い、制度整備方針を策定する。	海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針(仮称)の策定	23年度中に検討開始、24年春頃に総合海洋政策本部会合で決定し、逐次措置
重点13	45	洋上風力発電に関する諸規制について整理・検討	洋上風力発電に関する制度環境を整備すべく、建築基準法、電気事業法その他の関係法令上の取扱い等、諸規制の適用のあり方について整理・検討する。	建築基準法、電気事業法など	23年度中に検討開始
重点13	46	浮体式洋上風力発電に関する安全基準等の創設等	浮体式洋上風力発電施設特有の課題である漂流、転覆、沈没等、浮体・係留設備の安全性に関する技術的検討を行い、安全ガイドラインを策定する。	安全ガイドラインの策定	23年度中に検討開始
2-3. 地熱発電					
重点14	47	自然公園法に基づく立地規制の許可要件の明確化等	地熱発電施設を当分の間6箇所に限定するという通知を廃止し、傾斜掘削による自然公園の地下開発であれば許可可能である旨通知するとともに、自然公園の区分や開発段階(地表探査、掘削調査、発電設備設置等)ごとに開発許可が可能となる要件や方法を検討し、明確化する。併せて、具体的な案件を対象に関係者の合意形成・連携促進のための優良事例の形成を図る。	自然公園法施行規則第11条、地熱発電に係る過去の通知	23年度中に結論、速やかに措置
重点15	48	温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定	地熱発電のための掘削が温泉に及ぼす影響について、関係者に意見を聴取の上、科学的に検討を行い、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定する。	温泉法第4条の運用	23年度中結論・措置
	49	温泉審議会等の構成員のあり方の見直し	掘削許可の可否について審議する温泉審議会において近隣温泉への影響等を技術的・科学的見地から判断できる地質等の専門家の参画を検討するよう通知する。	温泉法第4条の運用	23年度中結論・措置
	50	掘削許可の対象の明確化	温泉法上の掘削許可の対象は温泉を湧出させることを目的とする場合であり、温泉の湧出を目的としないいわゆる調査井や還元井については、掘削許可の対象外である旨明確化する。	温泉法第4条の運用	23年度中結論・措置
	51	ボイラー・タービン主任技術者の選任範囲の見直し	地熱バイナリー発電(温泉発電)に関するボイラー・タービン主任技術者の不要範囲を拡大する。その他フラッシュタイプ等の地熱発電についても、ボイラー・タービン主任技術者の不要範囲の拡大を必要に応じて検討する。	電気事業法	地熱バイナリー発電については、23年度中措置。その他の方式については、24年度結論、必要に応じて速やかに措置。
	52	地熱発電所の熱水の多目的利用	地熱発電に利用した熱水を地域の暖房システムや道路の融雪、温泉旅館などへ多目的利用する場合、熱利用等した熱水の地下への還元ができるよう、水質汚濁防止法等の趣旨を踏まえ、地下水・地盤環境への影響を適切に配慮し、円滑に地熱利用が図られることが可能となる要件や方法について明確化する。	水質汚濁防止法第12条、第12条の3	23年度中検討開始
	53	環境影響評価の迅速化	地熱発電等再生可能エネルギーに係る環境影響評価について、手続きの迅速化が図られるよう、事業者が行う環境影響評価に必要となる情報提供を行う。	環境影響評価法	23年中検討開始
2-4. 水力発電・バイオマス					
	54	河川環境・発電規模・利用場面等に応じた水利権の許可手続きの合理化	小水力発電に関しては、過去に閣議決定された改革事項を含め、一連の規制・手続き等に関して、次のスケジュールにより見直しを進めていく。具体的には、23年度中に、従属発電に係る水利使用許可手続きの簡素化・標準処理期間の短縮化、一定の小水力発電に係る河川環境調査等の不要化を行うとともに、発電水利権の許可手続きに関する相談窓口を設置する。加えて、小水力発電施設に係る構造基準の検討、河川環境への影響度に係る調査研究に23年度中に着手するとともに、構造基準に関しては早期に結論を得る。	河川法	規制改革の内容の欄のスケジュールに沿って対応
	55	自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続きの簡素化 [23年7月閣議決定]	周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、自然公園法に基づく許可に係る環境影響調査を不要とする。あるいは、既往の文献調査や聞き取り調査のみで可とするなど、当該調査の在り方について広く周知することにより、審査手続きの透明化を図る。	自然公園法	23年度中措置
	56	ダム水路主任技術者の取扱いの見直し [23年4月閣議決定]	ダムを有する大規模水力発電所等と比較して、公衆や第三者に対するリスクが小さいと考えられる小水力発電所については、一定の条件下、外部の有資格者をダム水路主任技術者に選任すること(いわゆる派遣)を可能とする。	電気事業法	23年度中検討・措置
	57	木質バイオマスを火力発電所等でボイラー燃料として利用する場合の規制の在り方の検討	木質バイオマスを火力発電所等でボイラー燃料として利用する場合の廃棄物処理法に基づく規制の在り方について、実態を十分に把握した上で必要に応じて見直しを行う。	廃棄物処理法	引き続き検討
	58	準工業地域におけるバイオガスの製造の適用除外 [23年4月閣議決定]	下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省CO2化に資する政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生するバイオガスについて、建築基準法施行令の適用除外・技術的指針の明示等により、立地を容易にする方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。	建築基準法	23年度中検討・結論・措置
	59	バイオマス資源の利用拡大	バイオマス資源の利用円滑化に向けた規制の見直し等について検討する。	-	23年度中に検討開始

(別表)エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点番号	通し番号	規制改革項目名	規制改革の内容	関連法律・政令の条項等	スケジュール等
2-5. 再生可能エネルギー電源共通項目					
重点16	60	農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化	農山漁村において再生可能エネルギーの導入を促進するため、食料供給及び国土保全と両立する土地等の利用調整に関する適切な方針に基づき再生可能エネルギー発電施設を導入する場合の農地法、森林法の特例、耕作放棄地の集約化や農地の換地に関する特例措置等を講ずるための制度の創設に関する課題について検討を行う。	農地法、森林法など	23年度中結論
	61	国有林野における許可要件・基準の見直し① [23年7月閣議決定]	① 再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置付けについては、地方自治体(議会を含む)の「同意」でも可能とする。また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことを明確化する。 ② あわせて、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、貸付要件に係る売電先に特定規模電気事業者を追加する。 ③ 熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、又は、発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確である場合に、貸付対象として認めることを明確化する。	国有林野の管理経営に関する法律第7条第1項、林野庁長官通知「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」	林野庁長官通知「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」を23年度中に改正。
重点17	62	国有林野における許可要件・基準の見直し② [23年7月閣議決定]	再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業に公共性・公益性を認めることを視野に入れ、国有林野を使用させる場合について明確化するように関係省庁間で検討・整理する。	再生可能エネルギー発電事業等の用への国有林野の使用に係る関係法令等	関係省庁間で23年度中に検討・整理し、結論
	63	民有林における開発許可に係る取扱いの明確化 [23年7月閣議決定]	残置森林及び隣接地に係る地権者等の同意は、林地開発許可制度上、必要条件とはなっていないことを改めて周知する。	森林法施行規則第2条第2号の運用	23年度開催の都道府県の実務担当者会議等を通じて都道府県へ左記内容を改めて周知。
	64	保安林における許可要件・基準の見直し [23年7月閣議決定]	① 保安林の指定目的や指定状況を再精査する手法を整理し、その手法を踏まえ、適切に対応する。 ② 再生可能エネルギーの重要性に鑑み、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、保安林の持つ水源涵養や災害防止等の機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、急傾斜地で特に崩壊しやすい箇所等を除くという原則に従い、地域で推進すべき位置付けにある事業を「公益上の理由」による解除として取り扱う。 ③ 再生可能エネルギーの重要性に鑑み、保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の許可要件(保安林内作業許可及び保安林指定解除)について、実情を踏まえつつ、運用に係る留意事項を整理の上、都道府県へ周知する。	森林法第26条、第26条の2(保安林指定解除)、第34条(保安林内作業許可)	①23年度中に保安林の再精査の手法を整理するとともに、24年度以降地域森林計画等の樹立に併せて、順次再精査を実施。 ②再生可能エネルギー発電設備の認定基準の制定に併せて運用通知により都道府県等へ左記内容を通知。 ③24年度に都道府県実務担当者会議等を通じて都道府県へ左記内容を周知。
	65	農地における開発に係る取扱いの周知 [23年7月閣議決定]	第2種農地及び第3種農地に該当する土地については、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電設備及び再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であること、並びに耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、再生可能エネルギー発電設備及び送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。	農地法第4条第1項、第5条第1項	23年12月までを目標に、地方農政局及び都道府県に対し農村振興局長通知を发出し、都道府県を通じて市町村及び農業委員会へ左記内容を周知。
	66	農用地区域内における開発に係る取扱いの周知 [23年7月閣議決定]	農用地区域内の耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、農用地区域からの除外手続を経ることにより、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2	23年12月までを目標に、地方農政局及び都道府県に対し農村振興局長通知を发出し、都道府県を通じて市町村及び農業委員会へ左記内容を周知。
	67	固定価格買取制度の創設	再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の施行に向けてルールを整備する。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	24年7月1日施行に向けて対応
重点18	68	地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー等導入の位置付け強化	地方公共団体が主導する再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入促進のため、地球温暖化対策法において策定義務が課せられている地方公共団体実行計画における導入目標の設置の在り方、条例との連携等について検討する。	地球温暖化対策推進法第20条の3、「地方公共団体実行計画策定マニュアル」	23年度中に検討開始、24年度措置
	—	送配電システムの機能強化(マスタープラン策定)	<1-1 送配電事業の中立性・公平性 番号11の再掲>	—	—
重点4	—	送電における広域的運用の実施	<1-1 送配電事業の中立性・公平性 番号5の再掲>	—	—
	—	一般電気事業者管内における再生可能エネルギーの導入可能量拡大	<1-1 送配電事業の中立性・公平性 番号6の再掲>	—	—
重点5	—	再生可能エネルギーの優先接続ルールの整備	<1-1 送配電事業の中立性・公平性 番号7の再掲>	—	—
重点5	—	再生可能エネルギーの優先給電ルールの整備	<1-1 送配電事業の中立性・公平性 番号8の再掲>	—	—
	—	再生可能エネルギーの買取における専用線での全量買取の実施	<1-3 卸市場の活性化 番号29の再掲>	—	—

(別表)エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点番号	通し番号	規制改革項目名	規制改革の内容	関連法律・政令の条項等	スケジュール等
3. 省エネルギーの推進(需要構造改革)					
3-1. 需要側における電力ピーク対策の導入					
重点19	69	省エネ法におけるピーク対策の積極評価	工場等のエネルギー対策において、エネルギー使用量の原単位改善に加え、分散型電源、蓄電池等によるピークの平準化を総合的に評価できる体系とする。ピークシフトの目標を設定し、その目標を達成すれば、エネルギー使用量の原単位改善目標を緩和できることとするについて検討する。	省エネ法	23年度中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。法的対応が必要な場合には次期通常国会で提出。
重点20	70	需要側のピーク対策における供給事業者側の協力	エネルギー供給事業者に対して、需要側のピーク対策への協力計画(エネルギー情報の提供、スマートメーターの導入等)の策定・公表を義務づける。	省エネ法	23年度中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。法的対応が必要な場合には次期通常国会で提出。
3-2. 蓄電池の利用拡大					
重点21	71	リチウムイオン電池の取扱い規制の見直し	リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。	消防法	23年中に結論、速やかに措置。
重点22	72	リチウムイオン電池の非常用電源としての使用解禁	リチウムイオン電池を消防法上の非常用電源として活用できるよう、所要の規程を整備する。	消防法	現在、リチウムイオン電池を非常用電源の蓄電池設備として用いる場合に必要とされる安全対策について検討中。年内に結論を得た上で、消防法施行規則に基づく消防庁告示を改正する予定。
	—	蓄電池を利用する際の託送ルールの見直し	<1-1 送配電事業の中立性・公平性 番号9の再掲>	—	—
3-3. 民生部門を中心とした省エネ規制の徹底・強化					
重点23	73	住宅・建築物の省エネ基準の見直し	現行の住宅・建築物の省エネ基準について、外壁、窓等の断熱性能に加え、照明・空調・給湯器等の高効率化、太陽光発電等の創エネについても、総合的に評価する方向で見直しを行う。また、建築物について、現行の基準適合率等も踏まえつつ、省エネ基準を強化する。	省エネ法等	建築物については24年度早々に措置。住宅については24年度以降できる限り早期に措置。
重点24	74	住宅・建築物のラベリング制度の充実	住宅・建築物の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図り、「見える化」を促進する。	省エネ法等	23年度中に検討開始
重点25	75	住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化	2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、義務化の対象、時期、必要な支援策などについて、関係省庁が連携しながら検討を行う。	省エネ法等	2020年までに、新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現。
3-4. 熱エネルギーの有効利用の推進					
重点26	76	熱エネルギーの活用のための制度整備	まちづくりと一体となってエネルギーインフラの整備を進めるような省庁横断的な新たな枠組みについて、新法の創設も含めて検討する。また、熱供給の柔軟な運用、河川熱や下水熱等の利用、熱導管の整備に関する規制緩和等について検討する。	熱供給事業法の特例措置 河川水熱利用に係る通達の改正 標準下水道条例改正・ガイドライン策定 など	23年中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。
	77	下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備 [23年4月閣議決定]	① 下水熱、海水熱、地下水熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる手続やルールを明確化・簡素化する。 ② 河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等について、上記の結果や民間事業者等からの要望等を踏まえ、見直しを検討し、結論を得る。 ③ また、これらの手続やルールの検討に当たっては、関係省庁(国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省)が連携し、事業者の利便性にも配慮したものとする。その際、内閣府がフォローアップ主体となって進捗管理を行う。	港湾法 海岸法 漁港漁場整備法 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 工業用水法 河川水熱利用に係る通達の改正 標準下水道条例改正・ガイドライン策定	①23年度中措置 ②23年度中検討・結論 ③23年度中措置
重点18	—	地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー等導入の位置付け強化	<2-5 再生可能エネルギー共通 番号68の再掲>	—	—